

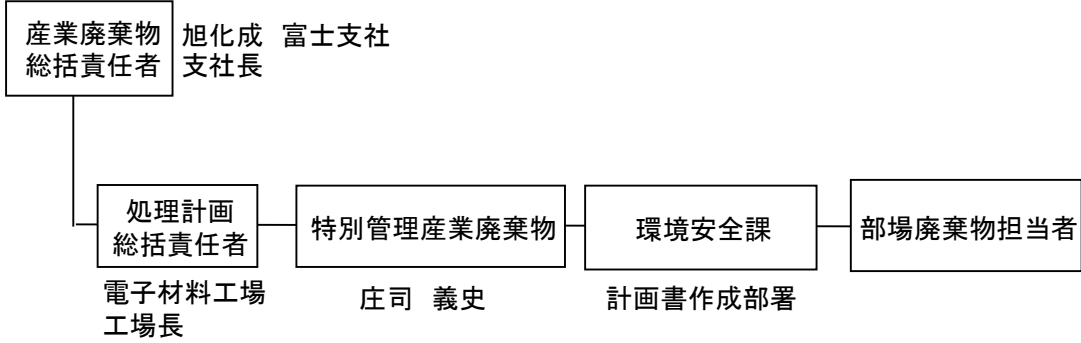
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和4年 5月 31日	
静岡県知事 川勝 平太	殿
提出者	
住 所 静岡県富士市鮫島2番地の1	
氏 名 旭化成株式会社 富士支社	
支社長 野崎 貴司	
電話番号 0545-62-2081	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	旭化成株式会社 富士支社 電子材料工場
事業場の所在地	静岡県富士市鮫島2番地の1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業 化学工業
② 事業の規模	103,389,000,000円(資本金)
③ 従業員数	(連結)44,497人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	排 出 量	998.047 t	t
	(これまでに実施した取組) ・洗浄を効率的に実施することで、廃油の排出量を抑える検討をする。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	排 出 量	1100.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・継続		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油は、危険物倉庫内で保管して危険物量を超えないように随時搬出している。 表示をすることで、他危険物と混在することなく分別出来ている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現在の分別で問題ないため、現状を維持する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	全処理委託量	998.047 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	998.047 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.000 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	963.351 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	34.696 t	t
	(これまでに実施した取組) 現状維持		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	全 処 理 委 託 量	1100.000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1100.000 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.000 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	980.000 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	120.000 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで利用していた業者とは別の業者への委託を検討。 		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	998.047	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェストを継続して利用する。</p>		
※事務処理欄			

別紙1 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

